

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：35305

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520852

研究課題名(和文) 異端審問制度初期の南フランスにおける権力と知

研究課題名(英文) Power and Knowledge during the First Decades of the Inquisition in Southern France

研究代表者

轟木 広太郎 (TODOROKI, KOTARO)

ノートルダム清心女子大学・文学部・准教授

研究者番号：60399061

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：1230～1320年代の南フランスにおける初期異端審問制度は、たんに教会の敵を滅ぼすための手段としてではなく、その魂の救いに介入するための装置として捉えることができるものであった。異端審問の過程においては、まず自白がなにより重要視された。それは贖罪神学の影響のもと、悔い改めこそが償いの本質をなすという考え方によるものだった。たとえば、客観的な証拠が充分揃っている場合でも、自白に応じない容疑者は、しばしば何年も投獄された。また有罪が確定した者は、罪状に応じて投獄・十字着用・巡礼を科されたが、これらもそれぞれ、単なる懲らしめというのではなく、特別な贖罪としての意味を付与されたものであった。

研究成果の概要(英文)：The Inquisition, which established itself in Southern France from the 1230's to the 1320's, can be seen not just as a means to exterminate heretics, but as a system to exercise pastoral care upon the enemy to the Church. The inquisitors put the highest priority on confession, which derived from the thought of penitential theology that acute repentance constitutes substantial part of the satisfaction of the sin. Even when ample incriminating evidence was already given, for example, suspects who would not acknowledge their guilt were usually incarcerated even for years just to elicit confessions from them. The penalties or penances inflicted upon the guilty heretics were graded according to their deeds from imprisonment to the wearing of crosses to pilgrimage. What should be stressed is that each of them was not designed just to punish the enemy but to administer specific penances to the special sinners who could and must be reintegrated to the community of the faithful.

研究分野：ヨーロッパ中世史

キーワード：異端 司牧 南フランス カタリ派 異端審問

1. 研究開始当初の背景

2011年に出版した拙著『戦うことと裁くこと 中世フランスの紛争・権力・真理』において、西欧社会では13世紀を境として、真理を確定するうえで、「審問・調査」と総称することのできる方法が拡大・定着すると見通しを立てていた。これは単純に、より客観的な方法への自然的・必然的移行のように見られがちだが、聖俗の権力によって、魂や臣民の統治に必要な手段として採用されたものとして理解すべきであるとの見地に立って研究を開始した。

2. 研究の目的

まずは、宗教世界における「審問・調査」に属するさまざまな手続きの発展を、13世紀を対象として、総体的に解明することを大きな目標として掲げた。ここには、秘蹟告解、異端審問、列聖審査、司教巡察などが含まれ、告白、当事者からの聴き取り、噂の調査といった手続きが、場合によっては身体の拘束などの強硬手段をとらないながら、魂を統治するための新しい方法として展開していった。そのなかで、本研究では、1230年代に南フランスにおいて開始された異端審問を対象に取り上げて、他の「審問・調査」との比較を念頭に置きながら、魂の統治術としてのその独自性に迫ることを目的に据えた。

さらに、副次的テーマとして、外部の人間がこの新しいシステムにどのように対峙したか、とくに異端審問官に協力することを要請された世俗権力者たち、あるいは異端審問に反抗を繰り広げた者たちについて分析することも課題に掲げた。

3. 研究の方法

以上のような問題にアプローチするにあたって、13・14世紀の南フランスはかなり恵まれた史料状況にあるということが出来る。以下に掲げるジャンルの史料が、本研究の分析対象となった(以下、一部を除き、作者および作成者のみを挙げる)。

- ・年代記類...ギョーム・ピュイロランス、ギョーム・ペリッソン、ピエール・デ・ヴォードセルネー
- ・説教...ベルナルド・ド・クレルヴォー
- ・異端審問マニュアル...ベルナルド・ギー、ニコラウ・エメリコ
- ・判決記録...ベルナルド・ギー、
- ・審問記録...ジャック・フルニエ、ベルナルド・デリシユー(被告)

おもに以上の史料を分析することにより、異端審問がどのように、ローマ・カトリックの敵である異端者の魂の問題に介入する装置として発展したかを解明しようとした。

4. 研究成果

研究の成果として得られたのは、13世紀に誕生・発展した異端審問という制度は、たしかに教会の敵を殲滅することを目的としていたが、逆説的ながら、それと同時にその敵の魂に対して司牧を施す、すなわち救霊の観点から徹底的に関わろうとするものであったとの結論であった。一言でいえば、敵を滅ぼすのにその魂の救いをもってする、というのが、初期異端審問のシステムとしての論理だったということである。

この一見逆説的な主張は、まずは、異端審問成立以前の、ローマ・カトリックによる異端対策との比較を通じて、つまり先立つ時代の異なる実践との比較を通じてその輪郭を明らかにすることができる。12世紀半ば以降1220年代まで、南フランスの異端との対決の最前線に立っていたのは、おもにシトー会の修道士たちであった。

シトー会士たちの異端との対峙の仕方は大きく、異端信奉者への説教、異端説教師との公開論争、そして(アルピジョワ)十字軍の指揮に分けることができる。また、シトー会士に限らず11世紀より、異端容疑者に対しては神判が判別の方法としてよく用いられていた。これらの方法に共通しているのは、司牧的観点は、説教により正統教会への帰服を訴えるということを除けば、ほとんどなきに等しいものだった、という点である。公開論争、十字軍、神判のすべての手続きの根底に等しく認められるのは、異端は神の面前で闘うべき対等な敵であるという前提であった。シトー会の指導者聖ベルナルドは、異端者を「主のブドウ園を荒らす小狐」に譬えたが、それは教会の敵を神の面前で駆り出し、うち滅ぼすというニュアンスを伝えるものとして理解できる。

これに対して、1230年代にはじまり、40年代のうちにはおおよその制度的骨格が定まった異端審問においては、もはや対等者としての異端との対決という構図は見られなくなる。たとえば、ベルナルド・ギーの異端審問官マニュアルは、異端指導者との論争を誤った手段として退ける。もちろん神判が用いられることもなく、異端は一方的に糾問されるべき対象となる。そして、シトー会に代わって、異端審問の前線を担うことになったのは、誕生して間もないドミニコ会であった。

だが、我々はこの糾問、あるいは取り調べを単純により進歩的・客観的方法と見なしてすませるべきではない。それは、以下に示すように、異端者の魂と身体への、司牧的介入の方法として成立していったものだからである。

第一に、自白による悔い改めが重視された。異端審問官は審問の開始に先立ち、住民たちに異端的行為や異端との関与を自分たちの所に自発的にやってきて告白するよう呼びかけるのが通例だった。この期間は、「慈悲の期間」と呼ばれ、比較的軽微な罰のみで済

まされるのが普通だった。これは、秘蹟告解の根底にあった、「痛悔（罪を強く悔いる気持ち）」がすでに償い（罰）の本質をなすとの神学理念に裏打ちされたものだったといえる。

この後、実際に容疑者が召喚されて審問が始まってからも、自白は引き続き重視された。たとえば、十分に客観的証拠が揃っている場合でも、審問官たちは自白を得ることに固執した。この時期の南フランスで、自白を拒む異端容疑者に対して適用されたもっとも一般的な方法は投獄であった。長い場合には数年間の拘禁を強いて、あえて自白を求めたのである。これも、自白こそが異端者の魂を救うもっとも確実な手段と考えられたからにほかならない。その意味で、拘禁も司牧的行為の一環だったといえるのである。

このように、異端容疑者から自白を引き出すということは、異端審問官にとって単に有罪を確定させる手段である以上に、その魂に介入する手段でもあったのである。そこから導かれる一つの帰結として、頑として自白の求めに最後まで応じなかった容疑者の特別な位置づけが生まれてくる。こうした者たちは、悔い改めを頑迷にも拒絶した最悪の罪人として、「世俗の腕」に引き渡され、火刑に処せられることになっていた。異端審問官たちは彼らを、自ら治癒することを望まない「病める仔羊」と呼んで、「主の健康な羊の群れに感染を広げることがないように」、すなわち信徒共同体への異端の悪疫の蔓延を食い止めるためという理由づけのもとに抹殺した。この場合、他の信徒たちの魂の方が優先されたわけであるが、異端者もあくまで教会の懐にある「仔羊」として扱われたのである。

異端審問が異端者に対する司牧行為であったということをさらによく象徴するのが、火刑に処せられることが確定した異端有罪者たちの扱いについて、ベルナル・ギーやニコラウ・エメリコらが述べていることである。彼らは、その審問官用のマニュアルのなかで、もし異端者が処刑の前に聖体拝領と告解を求めたら、審問官はそれを与えなくてはならないと繰り返し勧告しているのである。これは、この世の命は炎によって燃え尽きることが決まっているが、あの世の命の問題はそれとは別で、審問官は司牧者として最後まで異端者の魂の救いのために尽力しなくてはならないという点を強調したものである。

いったん自白に応じた異端者に対しては、その罪状に応じて、巡礼、十字着用、投獄（「壁」）からなる段階的な罰が科された。当時、これらの罰は「贖罪」を意味する *paenitentia* という用語でも言い表されており、これが魂の救いのための償い的一种であることをはっきりと示していた。この点、一般に流布している異端者の処罰、すなわち火刑というイメージは、異端審問のある一面を

過度に強調したものにすぎない。

このなかでもっとも重い処罰である「壁」は、基本的に一生にわたる牢獄での拘禁を意味した。悔い改めはしたものの、依然「病める」仔羊に変わらない異端者は、他の信徒とは切り離されて、壁のなかで「悲嘆のパン」と「苦しみの水」によって、「救いの贖罪」を果たさなくてはならない。すなわち、異端者としての生活を、孤独な償いの生活にまるごと切り替えること、「壁」の処罰＝償いは、このような身体への永続的拘束を通じた、異端者の魂への介入だったのである。

つぎに、十字着用は、異端者が信徒共同体に戻される点では「壁」と異なるが、悔い改めの印として、体の正面と背中に黄色い十字印を常時張り付けておくことを義務づけるものだった。この処罰をベルナル・ギーは「恥辱の贖罪」と呼んでいる。これはすなわち、共同体を脅かした異端者をその共同体のなかで辱めることで償いをさせるものだということができよう。十字着用を言い渡された異端者はもはや共同体を脅かすほどの存在ではないと見なされ、そのなかに帰されるが、共同体に対して犯した罪をそのなかで償わなくてはならないとされたのである。この意味で、十字着用は、異端者個人の救いと共同体の救いの交わるところに設定された贖罪方法だったといつてよいだろう。

最後に、巡礼は、異端審問官の命ずる霊場に赴いて贖罪証明書にサインをもらってくるという内容のものであった。このもっとも軽微な処罰においては、異端者はもはや普通の罪人とほとんど区別がつかない。巡礼は一定期間の十字着用を果たした異端者に、減刑措置としてもつばら科される処罰だったので、その意味では、「恥辱の贖罪」を果たしたかつての異端者が信徒の群に復帰する最終段階をなすものだと理解することができる。

以上見たように、異端審問は、より客観的な調査方法として歴史必然的に生まれたものではない。それは異端者という信仰の敵の魂を統治するという特殊な目的に応じて独自の発展をとげた、特別な司牧システムだったのである。

また、異端審問への世俗支配者の関わり、あるいは異端審問に対する反抗というもうひとつのテーマについては、第一に、異端審問の成立によって、世俗支配者の役割が大きく制限されるようになったということが分かった。たとえば、審問成立以前に発動されたアルビジョワ十字軍においては、指揮官であるシモン・ド・モンフォールは、異端討伐者として、いずれ十字架上の主キリストから抱擁の祝福を受けるであろうと、時のローマ教皇から約束されている。これは先ほど述べたような、神の面前で対等者としての異端を打ち滅ぼす役割は、世俗支配者にも担いうるものだったからである。しかし、異端審問の確立に伴い、世俗支配者の役割は、異端容疑者の逮捕、財産没収、火刑の執行などに限定

されるようになり、もはやシモン・ド・モンフォールのような神の使者として立ち現れる余地はなくなる。

しかし、1300年前後から、フランチェスコ会士ベルナルド・デリシユーが南フランスで繰り広げた反異端審問活動は、この流れに大きな転換をもたらすものだったといえる。彼の活動には、国王の地方役人たちが積極的に加担して、異端審問官の職権乱用を国王に告発し、また牢獄からの異端容疑者の解放を行ったのである。ここには、超越的権力である異端審問官（ローマ教皇直属だった）による不当な扱いから王国民を守護する世俗統治者という、新しい主張が生まれつつあったといえる。

ベルナルド・デリシユー自身の活動は、結局は失敗に終わるが、時のフィリップ4世王権は、異端審問を統制する世俗統治者という立場をさらに推し進め、テンプル騎士団に対する異端審問、さらには、教皇ボニファティウス8世に対する死後異端審問を開始させることになるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

Kotaro Todoroki, «Modes of Tribunal Proof and Bonds of Friendship or Fidelity in Western France in the 11th and 12th Centuries», *Political Order and Forms of Communication in Medieval and Early Modern Europe*, ed. by Yoshihisa Hattori, 2014, pp. 199-212.

轟木広太郎「羊飼いととしての異端審問官 13,14世紀の南フランス」『洛北史学』、査読有、Vol. 17, 2015, pp. 1-25.

轟木広太郎「悪評を通じて魂を統治する 13世紀のルーアン大司教ウード・リゴーによる巡察」、査読無、服部良久編『コミュニケーションで読む中近世ヨーロッパ史 紛争と秩序のタペストリー』、2015, pp. 392.

〔学会発表〕(計3件)

Kotaro Todoroki, «Preuves en justice et liens d'amitié ou de fidélité dans l'ouest de la France aux XIe et XIIe siècles», International Medieval Congress, 10/7/2012, University of Leeds, England.

轟木広太郎「異端審問の権力と知 13,14世紀の南フランス」、第16回洛北史学大会「宗教社会史の方法と射程」、2014年6月7日、京都府立大学。

轟木広太郎、「フランス王権と教皇権の狭

間の異端・異端審問」、英仏独関係史研究会、2015年1月10日、明治大学。

〔図書〕(計1件)

轟木広太郎、朝治啓三他編著、創元社、『中世英仏関係史 1066-1500 ノルマン征服から百年戦争終結まで』、2012、320。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

轟木 広太郎 (TODOROKI, Kotaro)

ノートルダム清心女子大学文学部・准教授

研究者番号：60399061

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：